

Title	大御所外交の国際問題不関与とその継承
Sub Title	Tokugawa's diplomatic policy of avoiding international disputes
Author	武田, 万里子(Takeda, Mariko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.1 (2003. 2) ,p.57- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20030200-0057">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20030200-0057</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 大御所外交の国際問題不関与とその継承

武田 万里子

はじめに

- 一、大御所の扱い、異国渡海朱印状と居留保護
- 二、秀忠期、大御所外交の結実
- 三、家光期、危機意識の高まり

結び

はじめに

近世外交の基調となった国際紛争の回避と局外中立は、幕府草創期に諸外国から示された日本人への警戒感と無縁ではないだろう。これに対して幕府は、海外へは幕臣の使節を派遣せず、国外の日本人関係の紛争には不関与、国内だけを土俵に來日外国人に優位で接する方針を取った。これが国の姿勢とすれば、一六三〇年代の鎖国関連諸指令は長崎を場とした出入国・貿易・信仰に関する民

間の規制で、海外情勢の緊迫を機に、幕府の鎖国的政策に民間を従わせたと見ることが出来る。そこに到る大御所く將軍の外交には、日本の優越のためには国際間の信義にも目をつぶる偏りがあった。本稿では大御所徳川家康の外交方針が、「台湾事件」で將軍の政策として結実し、家光期に到って奉書を媒体に内政に吸収されていた過程を検討したい。

一、大御所の扱い、異国渡海朱印状と居留保護

草創期の幕府の対外的な心痛は在外日本人に対する各国の苦情であった。開府早々から家康はカンボジア、ベトナムその他の為政者に手紙を出した<sup>(1)</sup>。これは相手方が一斉に浴びせた無法日本人取締り要請に対する返書である。家康は、無法者は帰朝すれば処刑、しなければ相手

国の法で裁くように書き送った。しかし次第に型にはめたように後者、つまり無法者を海外に放置して相手国に押しつけるやり方になった。パタニ国はそのため何年か通航が途絶してシヤム国王が調停する事態になり、安南国は「曉示」という厳しい態度を示した<sup>(2)</sup>。家康がこの時点で突き付けられた、日本人はならず者、という現実が近世外交の出発点であろう。その後、外国での紛争を日本に持込むな、が民間人に対する幕府の最重要指令となった。これには内政不干渉の面もあり、日本人が外国で官職に就いたような場合も、当局はその事実には一切不関知、というより入念に関与や言及を避けた。通説は、家康が東南アジア諸国と新たに国交を開いて友好関係を築き、そのもとで交易が発展したとする。これは二〇世紀前半、日本の南方進出に朱印船や書簡往復を投影させ、一六〇七世紀に無法日本人が海外で与えた苦痛を抹消した学統を継ぐものではないか。

近世初期には不動の国交は将軍が握り、流動的な関係のみが大御所の扱いであった。まず大御所の扱いの異国渡海朱印状の、国際問題不関与と紛争回避の面を考えた。朱印船制度はそれまでの武力的海上交易を排除して、朱印状を非武装商船の証明としたうえで海上被害から保

護した措置である。朱印状が日本から表示先への「渡海」だけが目的で、国交・通商のない地域への渡航の便宜だったことは、国交のある朝鮮や琉球、来航商人の根拠地の中国・ジャワ島・マカオ、後には台湾など、「陸」と関係がある所には発行されなかったことから判断できる。朱印状が陸上との関係まで含む性格であると、紛争地でA勢力に関わってB・C勢力に攻撃された場合、日本に巻添えの懸念が生じる。これが幕府の忌避する点である。朱印状に受領者名や渡航先の特定の権力者名がないのは国際問題不関与の第一歩であろう。受領者名不記載によって「公」だけが公海上にいる体裁である。従って海上の被害の場合、加害者に制裁を与えるのは受領者ではなく常に幕府であった。これは国内と同様、紛争は私的に解決せず、必ず公儀に訴えて裁定を仰げということ、豊臣政権の海賊禁止令を継承・具現したものである。当初から幕府は海賊的商業とは系譜の異なる京坂の大商人を意識して朱印状を与えた。これは海上の武力やマージンを排し、原料輸出地と京坂の加工業を直結させる効果があったと思う。

朱印状の無記名には、大名のような立場の者の船が国外で紛争に巻込まれた場合、氏名記載によって引起され

る混乱を幕府が予測し、回避した面もある。受領者に

官僚や徳川一族、譜代大名、朝廷・貴族、寺社等がないのは留意すべきである。朱印状の冒流や国外での日本人絡みの紛争の場合、幕府が制裁を与えたのは直接の加害者ではなく、その関連の、幕府が通商許可を与えた商人団体の方である。例えば一六二八年シヤムでの高木船焼討ち事件<sup>(3)</sup>ではスペイン海軍ではなくマカオの商人組合が、同年の台湾事件(後述)では台湾商館ではなくバタヴィアのオランダ東インド会社が制裁の対象であった。その時、朱印状が中央政権に属し、受領者自身はその制裁に関与できない性格であること、幕府は来航する加害者(団体)には制裁を加えるが、非来航加害者は処罰できないという弱点を持つこと、貿易家の人命や貨物には何の賠償もないことが明白になった。「平山常陳事件」<sup>(4)</sup>で非朱印船の日本資本の被害が幕府の仲立ちで賠償されたのと対蹠的である。預かった朱印状を危険に曝すと、巻添え被害でも高木のように貿易から手を引く事態も起きた。接舷する賊船は正当防衛で撃退できるが、海上戦の砲撃の巻添えには抗する術がない。国外の軍事緊張はそのまま貿易船被害増大に繋がるが、幕府には対応策がない。朱印船と奉書船の終了は海上不安と渡航者の紛争関

与懸念が最大の理由である。

国外の事件への幕府の対応を見れば、一六〇九年のノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ(マドレ・デ・デウス)号事件の発端となる前年のマカオでの日葡人闘争、一六二八年台湾事件での日蘭人闘争では、紛争自体の究明が行なわれた形跡はなく、交易上の優位を武器に、日本国内だけを舞台に相手を揜じ伏せるような決着が取られた。グラサ号事件<sup>(5)</sup>の発端は一六〇八年、家康が有馬晴信に命じて銀子六〇貫その他を預け、その家人に占城国(インドシナ半島東南部)に伽羅を求めに行かせた際、一行が風待ちをしたマカオでポルトガル人と争いを起し、死傷者を出したうえ銀子等を奪われたことである。報告を受けた家康は、事実関係の究明を措いてマカオ船への報復を有馬に許した。翌一六〇九年のマカオ船グラサ号には来航時から報復が段取りされ、気配を察した船長は船から動かず、出帆を図って日本側と交戦になり、爆沈した。しかし家康は同年マカオからの日本人渡航禁止要求に応じて、七月廿五日付で「天川湊年寄中」<sup>(あまかわ)</sup>あてに、同地の迷惑は尤もであるとして、日本人のマカオ停泊禁止と違反者はマカオの法律で成敗すべき旨の朱印状を出した<sup>(6)</sup>(マカオへは不着)。要求をもたしたのはグラサ

号であろうし、仮に船長が駿府で弁明・謝罪したなら、この朱印状は直接取得したかもしれない。家康には十分に和解の用意があり、ポルトガル人排除の意向はなかったのだが、これは戦闘主導の有馬もマカオ側も踏み込めない家康の一存であった。この事件の損害賠償を求めた一六一一年のポルトガル使節は、原因となった一六〇八年の紛争ではマカオ市民の方に正当な理由があったと訴え、また長崎奉行の罷免を求めた。家康はグラサ号船長が駿府の召喚に応じなかったのが惨事の原因であるとして論点を外し、賠償に応じず、国政への干渉も許さなかった。<sup>(7)</sup> 相手方から見れば、家康が国外の事件というだけで究明に心せず、舞台を国内に限定し、公的命令を絶対として処理するのは公平さを欠く対応だったろう。だが彼らは翌年日本人のマカオ来航禁止を再び訴え、貿易の復活を求めて朱印状を請うのみで引下がった。<sup>(8)</sup> 国外の事件を使者派遣で解決しようとしても、人・場所・利益が錯綜して収拾がつかず、不利を招く虞もあるが、国内だけを土俵にすれば、相手は日本通商が命綱なので容易に優位に立てるのである。

西国外様大名の朱印船貿易終了にも紛争回避の意図が見える。これは一六〇九年の大船保有禁止令によるとさ

れてきたが、安達裕之氏に、大船没収の対象は大名領内のすべての船で、目標は軍船であったとして論駁された。<sup>(9)</sup> 見たようにこの原因は一六〇八年のマカオ騒動に求められる。日本人関連で紛争が起きたうえ、そこがポルトガル人の実効支配が及ぶ日本通商の根拠地であると認定された段階で、一六〇九年以降マカオ（朱印状では西洋、受領者はほとんどが西国大名）へは朱印状が出なくなつた。家康が同年、前述の日本人マカオ停泊禁止令を出しているのがその証である。朱印状にはマカオという行先名はなく、ポルトガル人あての文書に使われる天川を<sup>あまかわ</sup>避け、西洋<sup>さいやう</sup>という呼称が用いられた。<sup>(10)</sup> 一六一〇年の「西洋唐人」への来航保護朱印状には「廣東府之商船」、添えられた林羅山の「論明廣東商主書」には「漢東府商士」<sup>(11)</sup>とあるので、西洋唐人は広東（漢東）商人、西洋は広東沿岸部と判る。西洋を天川と同一視し、ルソンと並べて「君長酋帥」のいる自治体とした例もある。<sup>(12)</sup> ポルトガル人の町としては天川Ⅱマカオ、中国人の居所としては西洋なのである。マカオ紛争の原因となった日本人の派遣者・有馬晴信はその後貿易から手を引いた。後に同じ立場となった高木作右衛門と末次平蔵（初代）も同様である。またマカオは右の事情で、シャム国は高木船の

被害現場となつて、台湾も末次の配下の紛争のため、渡航先とならなくなつた。一旦紛争があればその商人も渡航先も忌避された事實は特記に値する。グラサ号事件でポルトガル人は賠償は得られなかつたが、日本人のマカオ通商禁止を実現させ、通商許可朱印状二通（グラサ号で焼失したため）を得て<sup>(13)</sup>交易を復活させた。

さて、鎖国期の日本を表現する「海禁」は、本来は民間人の海外渡航禁止であるが、中国・朝鮮・日本では実態が異なる。中国・朝鮮では民間の海外渡航は禁じられたが、国は海外に使節を派遣した。しかし日本では当初から幕臣の海外派遣はなかつた。寛永鎖国は幕府による長崎を場とした「民間」の海外往来禁止と来航船の限定である。朱印船は新規の海事制度の出発というより在来貿易の取締りで、一旦民間の貿易を整理・保護した後、規制と削減を加え、海外軍事情勢の緊迫を機に幕府の鎖国的政策に沿つて終了させた<sup>(14)</sup>と見ることが出来る。民間貿易終了は渡航者の紛争関与とキリシタン化の虞、海上の危険に対応できない幕府側の事情からである。

大御所はまたポルトガル・スペイン・オランダ・イギリス・中国の人々の日本来航と通商・居留を管轄した。個人ではなく会社や商人団体が対象である。家康が一六

〇九年オランダ東インド会社に与えた朱印状<sup>(14)</sup>は来航保護が要点である。一六一三年、イギリス東インド会社に与えた来航・取引承認の朱印状<sup>(15)</sup>は、内容が七か条に増えたが、実際の保護は英蘭同一であつた。これらの許可状の起源は豊臣秀吉がイエズス会に与えた、いわゆる布教許可<sup>(16)</sup>に求められる。一五八六年秀吉はこれを二通発行し、

一通はインドへポルトガルに送られ、一通は日本巡回の宣教師が所持した。内容は宣教師への乱暴狼藉の禁止、教会が兵士宿舎となることの免除、寺院に課せられる義務の免除、日本全国での居住許可であつた。すなわち布教許可そのものではなく、居留保護である。これは家康がイギリス人に与えた朱印状と相似で、この二通も一通は本国に送られ、一通は平戸商館に置かれた。また一六一二一年にポルトガル使節が再取得した来航・取引許可朱印状二通も、一通は本国に送り、一通は黒船に持たせた<sup>(17)</sup>。秀吉以前には宣教師の京都居住許可・保護を約した一五六九年の織田信長の朱印状と足利義昭の制札、先立つては京都居住保護の一五六〇年の足利義輝の制札がある<sup>(18)</sup>。これらは室町將軍やその後の権力者が、イエズス会や東インド会社、マカオの商人組合など外国の団体に与えた居住と安全の保障、それも一時的対応で、一定の規模の

外国の団体が日本で既存勢力による束縛・干渉や金銭上納を免れる措置である。家康の通商居留保護朱印状は、外国君主との書簡往復で国交が開かれ、そのもとで出された観がある。しかし家康の死で国交幻想は消え、ヨーロッパの国であればアジアの出先機関との通商許可だけが残った。秀忠は家康の管轄分野から、外国の国家とか個人という国際問題の急所を排除し、商人団体のような抽象的存在との関係だけを引継いだのである。

## 二、秀忠期、大御所外交の結実

秀忠期には紛争回避と局外中立が一層明確になった。一六一七年の朝鮮使節への銃器購入禁止は、一六二一年の諸外国人に対する武器・日本人搬出と海賊行為禁止の先駆である。この二一年令をオランダの宣教師ファレンタインは、日本人が海外で紛争に卷込まれることの防止策とする<sup>(21)</sup>。しかしそれを根拠に通説が、これは日本人を戦争の危険に曝さないための保護、と言うのは少し違いうように思う。武器輸出や国外で戦う日本人の存在は、アジアで動乱が兆すこの時期の幕府の難題であったが、開府から寛永鎖国に至るどの段階でも、在外日本人が関わる紛争に幕府は一貫して不関与で、救済や保護の例はな

い。二一年令はこのひたすら不関与から出た措置である。オランダ商館長カンプスの翌二二年の記述<sup>(22)</sup>、「皇帝の名譽欲は帝国内に限られ、何人に対しても戦争を開かず、海外にいる臣民が彼に迷惑をかけ、外国君主との戦争の原因となることを許さない。」はまさに秀忠の対外政策の真髓で、家康の外交の基本であり、一層嚴格に家光に継承された。帝国内に限られる將軍の名譽欲とは、かつてはグラサ号事件で、その後は台湾事件で發揮された、国際紛争の元になるような海外の日本人関連の事件を、日本だけを土俵に解決しようとする、鎖国的な姿勢の根幹である。また後半部分は、不戦基調の独立保持と取れば、アジアの軍事的緊張と鎖国選択の関連が説明できる。日本町焼討ちなどでも、内政干渉に及ぶような在外者保護は行なわれず、最終的には鎖国令による棄民となった。秀忠期の日本人出国制限の段階的強化は、民間人保護というより日本の紛争回避が主目的である。その秀忠は大御所となった後も国交以外の対外関係を暫時管轄したと思われる。ここでは一六二四年に台湾に進出したオランダ人と朱印船貿易家の軋轢、いわゆる「台湾事件」の処理過程で、大御所外交がいかに將軍の対外政策として結実したかを検討したい。

事件のあらまはは次のようである。<sup>(23)</sup>台湾通商の長崎代官末次平蔵の船ともう一隻が台湾に入港した一六二五年、同地のオランダ商館は日本人の取引抑制と防衛費補助のため一〇%の輸出税をかけたが、末次側が拒否したため彼らの購入の生糸のうち一五〇〇斤を没収した。このことは帰国後閣老に訴えられたが反応がなかった。オランダ側は事情説明のため、二七年使節ノイツを派遣した。彼は来日の目的を、末次船の船頭が台湾全島を將軍に献上する意図で台湾住民を連れ出したのに抗議するためと述べた。これにも幕府は反応せず、ノイツは不満を抱えたまま長官として台湾に赴任した。一六二八年台湾入港の末次船二隻は、さきに台湾島献上の使節と称して日本へ連れ出した台湾住民を戻したが、ノイツはその住民を抑留し、將軍の下賜品を没収した。末次船の船頭・浜田弥兵衛は二週間抑留されたうえ中国本土への派船も日本への出発も拒否されたので、隙を見てオランダ人を逆襲し、人質に取って事件解決の交渉に入った。その結果、双方が人質を出して日本到着後解放することにし、オランダ人は以前の没収分その他の生糸を返却することになった。しかし日本到着後オランダ人は解放されず、大村の牢に入れられた。オランダ側は一六二九年と三〇年に

使節を送って解決の糸口を開こうとし、さらに三二年、当事者ノイツの身柄を送ってきた。これがオランダ側の誠意と見なされ、五年の商館封鎖が解除され、貿易が再開した。以上が通説であるが、従来看過されてきた事実が幾つか指摘できる。

(1) 台湾への貿易船派遣は事件後停止したが、これは次のように考えられる。台湾オランダ政庁⇨東インド会社は一六二五年以降、日本人に対して輸出品の引渡しや帰国の可否も決定できる圧倒的実権を握った。貿易家はある時点から台湾で自動的に東インド会社と取引する羽目になった。混乱の元はこれを末次側が理解しなかったことである。日本は外交・通商関係のある朝鮮・琉球・マカオ・ジャワ島、また事実上そうである中国へは渡航証は出さない。オランダ東インド会社の拠点ジャワ島は植民地の中枢でもあるが、そういう土地はオランダ人の方が通商許可朱印状を得て日本へ取引に来るのである。従って台湾で会社⇨政庁が実効支配を及ぼすなら、条件はジャワ島と同じになる。これはグラサ号事件の後西洋へ朱印状が出なくなったのと同じである。幕府の窓口はバタヴィアだけである。また紛争地や事件に関わった貿易家を退ける傾向も幕府にはある。末次(初代)は現地



住民連れ出しや台湾島献上案、浜田事件、日蘭貿易介入で、幕府の紛争回避の基調に抵触したうえ、分を越えて為政者の領域に容喙して、退けられたのである。

(2) 京坂の産業界の反応はどうか。台湾貿易のもう一人の朱印船貿易家、平野藤次郎は全く違った対応をした。一六二七年ノイツが江戸にいたとき、閣老伊丹康勝は、平野が台湾で配下がオランダ人から受けた厚遇を宿老の寄合いで感謝したと語った<sup>(24)</sup>。江戸からの帰途のノイツを平野は大坂町奉行の使いとして京都で訪問し、配下が台湾へ行ったときの援助を願った。大坂町奉行もノイツに好意を持ったように思えた<sup>(25)</sup>。京都では別の役人の家来もノイツを訪ね、主人は末次平蔵と会いたくないので町を出ていると語った<sup>(26)</sup>。ノイツには日本人がオランダ人を怒らせて台湾での取引が不成功になるのを恐れているように感じられた。平野は末次に追隨しなかつたうえ、台湾ではオランダ人の言う通り関税を用意した可能性もある<sup>(27)</sup>。末次が長崎で舶載品(原料)を売却して利鞘を得れば後のことまで関知しないのに対し、平野は加工地の商人で、オランダ人の機嫌を損ねて原料の手当てがつかないと、京坂の加工業界や保護する立場の役人が困ることになる。一六二六年、台湾での軋轢が表面化した頃、平戸藩主は

閣老の了解のもとにオランダ船で平野の使用人を台湾に送った<sup>(28)</sup>。「幕府―平戸藩主・京坂産業界―オランダ人」の協調は、意図は不明だが、幕府が京坂産業界を保護し、長崎の専横を排した形である。

(3) 幕府の対応はどうだったか。末次は台湾での紛争のため、オランダ人を巡っては平戸と対立し、京坂は彼を退け、長崎でも奉行は手を貸さず、幕府も反応せず、意に反して孤立してしまった。幕閣が無反応だったのは、一商人の貿易の損失などは取合う筋合いがなく、国外での日本人の紛争にも不関与だからである。この時点で急浮上するのが無主の島台湾の領有である。台湾住民を同島献上の使節として大御所や將軍に謁見を図った一六二七年<sup>(29)</sup>、末次は一商人の損得を為政者の問題にすり替え、我意を通そうとしたが実現しなかつた。一方、台湾人連行はオランダ側から見れば主権侵害で、ノイツの抗議は植民地長官としては当然である。しかし家康がオランダに許したのは通商だけで、幕府は彼の行政官の立場も行動も認めず、商人としてしか扱わなかつた。この時点で幕府はこの件をノイツと末次の部下の、商人同士の紛争と判断したのである。しかし幕府はこの機にオランダ人を服従させ、末次を排除しようと図って成功した。末次

は一六三〇年に江戸で不審な死をとげ、その息子は幕府の傀儡で家光の代に忠勤を励んだ。これは長崎旧勢力の排除を意味する。事件を巡っては背後の葛藤も見え隠れする。平戸藩主松浦は長崎奉行水野と親友<sup>(31)</sup>で、台湾通商者平野とも幕府を介して縁があつた<sup>(32)</sup>。彼らは時代の読み、身の処し方が俊敏で、家光の意向に添っている。しかし末次・竹中は彼らと対立的で、政治的現実への錯誤がある<sup>(33)</sup>。家光政権は海外情勢の不穩から、従来將軍の内政とは一線を画してきた大御所管轄の対外実務を、長崎統治を強化してこれに取込んで管理する方針、すなわち内政への吸収を図りつつあつた。家光の長崎政策は一六二六年、奉行水野の就任から滑り出し、その危機管理の厳格さは一六一六年以降の秀忠の対外政策を遙かに凌ぐが、末次や竹中はこれに適応できず、大御所秀忠に縋つて野望を遂げようとして肅正された形である。

(4) オランダ人の立場はどうだったか。台湾事件への幕府の対応は、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号事件で示された大御所外交を踏襲して、発端となつた国外の紛争には不関与、貿易が命綱の相手を強圧的に押さえ込み、日本側の命令に従わせる、というものであつた。オランダ人が事件や末次の所行について幕府から尋問され

ることがなかつた<sup>(34)</sup>のは、グラサ号事件で有馬の言い分だけが聞かれたのと同じである。しかも幕府は貿易停止という制裁の外に、末次によるオランダ人の入牢を合理的な根拠もなく容認し、解決を長引かせるといふ横車を押した。会社業務はやがてダミーのオランダ船が代行した<sup>(35)</sup>。しかし人質拘束はそれとは別の幕府の恣意で、海上強者のオランダ人を服従させる意図からである。一六三二年五月、老中酒井忠世の用人はオランダ使節に、同国人が海上その他で日本に不当なことをしたら在日オランダ人が罰せられてもよい旨書面にして、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝の三老中に出すように言い、使節はこれに応じた<sup>(36)</sup>。その裏には、事件未解決の一六二八〜三〇年度、出帆禁止中の日本の貿易家が唐船を装い、海上安全のためオランダ人舵手を乗せて私的に貿易を維持したという事実があつた。その勢いに押され、奉書船として貿易を追認した幕府は、一六三二年、舵手たちが国外の同胞と結んで日本船に報復や不埒を働かないように、在日オランダ人の身柄を担保とする誓約をさせ、そのうえで人質を解放し、改めてオランダ人に舵手提供や通航証発行を商館レベルで行なわせたのである。幕府は会社業務にパイパスを通したうえで、人質を有効に利用してオランダ

人の海上奉仕を引出すのに成功した。三二年のノイツ来日は従前の人質との交代だが、その引渡しはすでに前年閣老がオランダ使節に打診していたので、むしろ日本側の発意である。彼の釈放は日本人の海外貿易終了の三六年である。<sup>(38)</sup>当時オランダ人はインド洋マラッカ海峡から南太平洋、台湾海峡までの広範な地域で戦闘または火種を抱えた状態で、日本貿易を失えば平戸商館二〇年の苦心も巨費で築いた台湾商館も無駄になって、アジア経営の土台にひびが入りかねない。<sup>(39)</sup>バタヴィア総督は枉げて幕府の意向に添い、共存しつつ權益を守る現実的選択を行なったのである。ノイツを日本に送った三二年、<sup>(40)</sup>総督は日本船保護のため舵手二人を送るのも忘れなかった。オランダ人の方も台湾の実効支配と日本人の進出排除、また日本々ジャワ島、鎖国後は日本々インドシナ半島の貿易を確保したのである。

### 三、家光期、危機意識の高まり

幕府は台湾事件処理と平行して、一六二八年度の出帆期から三年間日本船の出港を停止し、三一年に奉書船を発足させた。これは老中が奉書で出帆を許可した特定七家（角倉・平野・末吉・茶屋・末次・橋本・三浦按針）

の船<sup>(41)</sup>である。幕府が奉書を出した次第は『寛明日記』寛永八年六月廿日条<sup>(42)</sup>では次のようである。

一自此已前 御朱印ニテ異国ニ渡海仕者ノ分重而商舶於異国へ差渡者竹中采女正方へ当年ヨリ奉書可指副ノ旨兼日御治定也依テ末次平蔵東京へ商舶差渡ニ付則今日采女正方へノ奉書被認候

以前の朱印船貿易家が重ねて派船する場合、当年から長崎奉行竹中に奉書を差し添えることが少し前に決まったので、末次がトンキンに商船を出すにつき、この日、竹中への奉書が作成された、ということである。この「指副」の目的語を朱印状と取れば、この年からそれに奉書を添えて長崎奉行に提出させたということになる。これは朱印状の発行継続を前提とする通説で、筆者も従ってきた。しかし史料を見直すと一六二八年以降の朱印状発行は実証困難なので、ここで訂正したい。以下に述べるように、幕府は二七年度を最後に一旦日本船の出帆を禁じたが、貿易家の出帆強行が止まないので、三一年に奉書で七家の渡航を追認し（「指副」の目的語は貿易家となる）、海上安全はオランダ人舵手乗組みかオランダ商館長の通航証で実現させたと考えた方が整合性があるように思う。『長崎拾芥』<sup>(43)</sup>等が「秀吉公、権現様、台徳院

様」の朱印状発行は述べるが家光の発行には触れていないこと、通航証用の朱印が秀吉・家康・秀忠分しか確認されていないことも手掛かりとなる。オランダ商館長経験者F・カロンは、日本人は「皇帝から七通の旅券即ち渡海免状を得て東京・柬埔寨・暹羅及び最後に台湾に渡航することとなった。旅券に記載せられた個条書中、外国に行く旅客はその地の法律に従うべしとある……」と記している。<sup>(44)</sup>前半は二七年度の実情で「旅券」は朱印状を指すが、台湾とシヤムは二八年に紛争の現場となつて渡航先から消え、当事者の末次と高木も貿易から手を引いた。後半の「旅券」は箇条書があるので朱印状ではなく奉書で、三一年度以降の実態である。三一年からは二代目末次と橋本が参入し、渡航先はトンキン・コーチシナ・カンボジアに限定された。『寛明日記』とカロンの記述は二七年度から三一年度に飛び、二八〜三〇年度の日本船出帆全面禁止の事実が欠落している。この三年間に何があつたか、検証すべきである。

一六二八年度以降の朱印状発行を見直したい。二七年度の朱印状が海外で冒流にあつたため、二八年度の朱印状は発行後回収された。『譜牒餘録』所収の茶屋四郎次郎家の貞享書上<sup>(45)</sup>（一六八四年）がこの間の事情を物語る。

大御所外交の国際問題不関与とその継承

一 御朱印頂戴仕候写

寛永六年

自日本到

交趾國船也

右之御朱印竹中采女正殿御奉行

之時被為 召上御老中様御奉書

二而渡海被 仰付候此御奉書ハ

采女正殿二御留被成候其後榊原

飛驒守殿御奉行之時日本人

異国江渡海御停止ニ被 仰付候

貞享元年甲子四月九日茶屋四郎次郎（花押）

寛永六年（一六二九）の年号のある朱印状は発行後召上げられた。航海後ならば江戸での返却が決りなので、幕府は長崎奉行竹中に航海前に回収させたと思われる。竹中は寛永五年一月一〇日以前に奉行に任命された。<sup>(46)</sup>高木船事件の制裁のマカオ船抑留で、出港管理のため早期赴任した可能性がある。家光政権の長崎政策は重点的、一六二六〜八年はギリシタン取締りだが、日本人海外渡航の管理も二六年から始まり、二八〜三五年はそれと出港の管理である。慣例では寛永六年の年号の朱印状なら実際の発行は前年夏〜秋である。茶屋の取得は一六二八

年、被災情報到来以前と思われる。海上に出た傍証はない。他の貿易家の分は未確認である。この史料も三年の空白を抹消して三一年の奉書船発足に記述が飛ぶ。

二九年度も朱印状発行の記事はない。しかし貿易船は出帆した。オランダ舵手ロメインを乗せたトンキン行き(47)の船は、日本人の所有に拘らず唐人との契約で、すなわち唐船を装って出港し、港外で数人の日本人が密かに乗込む予定であった。日本船の出帆が許されないので、対象外の唐船として出帆し、奉行の管轄区域外で日本人の貿易差配人が乗込んでその後の指揮を取る、という段取りである。カンボジア行き(48)の船は舵手アレンツェンを乗せ、二船とも朱印状なし、竹中の「黙認」で出港した。貿易継続能力から言えば、これらはトンキン通商の角倉、カンボジア通商の按針という旧朱印船系の資本であろう。また別にジャワ島行き(49)の末次平蔵船（非貿易船）にはクンストが、シヤム使節船の帰航にはクイックが乗組んだ。三二年九月五日の商館長日記に、竹中の許可書なしに日本を出帆した船がバタヴィアから総督の手紙をもたらし、とあるのが長崎奉行の出港管理を物語る。(50)

三〇年度も朱印状発行の記事は見当たらない。三〇年一〇月末オランダ商館長は平戸藩主と竹中の要請で唐人

一官に通航証を与えた。奉行が三日以内に長崎を去るので一官はその前に出帆の必要があるという。つまり出港は奉行の長崎執務中でないとできないが、オランダ人の通航証も別に得たいということで、両者の許可が別個の機能、オランダ人の分は海上安全のため、奉行の分は出港のためであることを示唆する。商館長は「彼等は特にこの手紙（商館長通航証Ⅱ筆者注）を待っている。皇帝からの朱印状を得ていないからである」と記す。(51) 大名や官僚に朱印状は出ないから、「彼等」は平戸藩主や奉行ではなく旧朱印船貿易家である。この三〇年度、日本の資本を積んだ唐船多数が朱印状なし、竹中の許可書と決定で出帆した。(52) 一官船もそれと思われる。ロメイン乗組みのトンキン行き、アレンツェン乗組みのコーチシナ行き(53)の船も乗組員は唐人だけで、日本人は一人も乗船を許されなかった。日本船出帆禁止、日本人渡航禁止に直面した事業家が私的貿易維持を図ったもので、竹中の情実の気配も濃厚である。竹中の許可は三〇年には書面になったことが判るが、これは奉行の長崎事務の内である。出港管理中、どの船に奉行が出港を許可したか、書面なしでは水際の役人に判断がつかないからである。貿易家がオランダ舵手乗組みや商館長の通航証を懇望するのは

当局のオランダ人制裁と表向きは矛盾する。しかし江戸の閣老は揃って海外投資家であり、台湾事件解決が確たる理由もなく延引している間、オランダの人質は貿易船と舵手が帰航するまでの非公式の担保でもあった。幕府は三二年、海上でオランダ人が日本船に非行を働いた場合は在留オランダ人が処罰されてもよい旨の念書を取って人質を解放し、代りにノイツを人質として、<sup>(54)</sup>舵手乗組みと商館長通航証発行を商館業務とした。<sup>(55)</sup>日本船が公海上ではオランダ勢力の手中にあったからである。この間、奉行の竹中は職権濫用で幕府の危機管理を破綻させ、三年解任、翌年切腹となった。

一六三一年も朱印状は不発行である。一六三一年九月一〇日付のオランダ商館長書簡に、「この三年間朱印状は発給されなかった。現在、將軍の朱印状（パス）は発給されないが、閣老の朱印状（パス）は発給されている。將軍の朱印状がもはや発給されなくなったのは、將軍の朱印状がシャムの前面で侵害されたからである。」<sup>(56)</sup>とある。將軍の朱印状は発行停止だが、閣老の朱印状（これは奉書）によって貿易が許されたということで、同年の奉書船発足を指す。しかしオランダ商館長日記三一年七月一二日条には前記『寛明日記』に対応する老中の用人

大御所外交の国際問題不関与とその継承

の話、「これまで皇帝の朱印状を得て航行していた者だけ、彼等のジャンク船を用意し、航行することが許された。（中略）そして皇帝の朱印状だけではなく、閣老の書簡を携行せねばならない。」<sup>(57)</sup>が見える。書出しの「これまで」は、前出『寛明日記』の「自此已前」、カロンの記述、茶屋家書上と同様、三年の空白を抹消している。これは幕府の日本船・日本人海外渡航禁止が事実上失敗し、貿易が続行されたことを暗に認める形である。九月の商館長書簡が朱印状は三年間発行されず、現在は奉書が発行されていると語る以上、この記事の七月（奉書発行の旧暦六月廿日前後）に朱印状が存在する筈がない。朱印状と奉書と両方発行されたように言うのは史実にそぐわない。將軍のみならず閣老のパスでもある奉書だけが出たのである。一六三二年七月二五日付オランダ商館長書簡には、末次平蔵船（『寛明日記』に見える三一年度奉書船）がオランダ人その他の通航証でトンキンに出帆したとある。<sup>(58)</sup>朱印状があればオランダ人の通航証など不要である。この船に朱印状所持の気配はない。

一六三二年も朱印状発行記録はない。『寛明日記』は橋本十左衛門商売舟（三一年度船）の三二年帰朝を記すが、<sup>(59)</sup>朱印状更新の記事はない。一六三三年一月一七日付

六九（六九）

オランダ商館員の書簡には、まだ「皇帝または閣老の朱印状」は出されていない、とある。<sup>(60)</sup>これは奉書のこと、大御所の朱印状に代つて將軍の意を受けた老中の奉書が渡航の媒体となるため、奉書船以後はオランダ語では「皇帝と閣僚のパス」「皇帝あるいは閣僚のパス」が渡航許可の奉書を指す常套表現となる。皇帝と閣僚の両方がパスを計二通出すのではない。朱印状が冒流を恐れて携行不可となれば発行する意味がない。家光の朱印状発行も未確認である。右は三三年度の出帆期で、角倉と平野はトンキンとコーチシナへ行くためオランダ商館に舵手と通航証を求め、取得した。<sup>(61)</sup>三四年コーチシナ発のオランダ商人の手紙に、前年同地に停泊した日本の大ジャンク（茶屋か平野の船）の船長が平戸商館長のパスを示した、とあるのがそれで、三三年の朱印状不発行を示唆する。商館はこの件を会議で決定し、決議録に載せた。<sup>(63)</sup>これは三三年、幕府がオランダ人から念書を取り、舵手・通航証提供を商館業務にさせ、幕府管理下で奉書船に乗せるようになったからである。

同年の『寛明日記』十月二日条に「末次平蔵ハ於鷄頭国出入有之コクテトウルト云阿蘭陀人数年被為留処今度阿蘭陀人申上ニ付彼国へ被遣之旨於雅楽頭宅各被申渡」

とある。<sup>(64)</sup>鷄頭国へ行く末次船に、数年日本に止められたオランダ人コクテトウル（未詳、コンプラドウルか）を便乗させる旨、老中酒井忠世宅で申し渡しがあった。この三三年、商館はトンキンとコーチシナへ行く角倉と平野の船に便宜を与えた。トンキンは角倉の、コーチシナは茶屋の恒常的通商地だが、幕府の許可はコーチシナへは二家なので、この時は茶屋と平野になる。従つて鷄頭国はケーチヨ（トンキン）である。<sup>(65)</sup>オランダ人による日本へベトナム貿易代行がこの頃から模索されたのではな  
いか。

三三年度も朱印状発行は認められない。三四年二月七日（三三年度出帆期）のオランダ商館長日記の記事「角倉……は三人の主要な閣老、雅楽殿、大炊殿、讃岐殿の署名した朱印状を得たが、彼はこれを長崎までしか携行しないだろう。」<sup>(66)</sup>によつて、角倉が閣老署名の奉書を得たことが判る。右の日記は「將軍も閣老も、今後彼等の朱印状を（かつてマニラのスペイン人がこれを粗末に扱つたので）海上或いは外国に携行するのを、許さぬことにした」と続く。「彼等の朱印状」は奉書、スペイン人が冒流したのは旧朱印状である。高木船事件から五年経つて朱印状の携行が禁止されたのではなく、事件直後に

朱印状は停止、国外の軍事緊張で第一次鎖国令を機に奉書も携行禁止になったのである。この時朱印状と奉書は同格であった。従来朱印状と訳されてきたオランダ語「パス」は、実際は各種の渡航・通商許可朱印状、渡航許可の奉書、オランダ商館長の通航証、長崎奉行の出港許可書、さらに一般的な「渡航許可」も指す。これは等閑にすべきではない。三三年度は前記のように奉書が三四年二月までズレ込んだが、平野・末吉・角倉がトンキンに、茶屋と末次がコーチシナに、橋本と按針がカンボジアに出帆を許された<sup>(67)</sup>。しかし一六三三年一〇月五日の商館長日記には、「皇帝の朱印状を持って」航海する船には通航証を渡すが、今までのように舵手を貸すのはできるだけ断る、とあつて<sup>(68)</sup>、商館長はすでに出帆許可が出ていることを承知していた。この「朱印状」の原文は「パス」の単数形で、該当するのは奉書船のみに出帆を許可した第一次鎖国令<sup>(69)</sup>だけである。従つてここは、皇帝の許可で、と訳すべきかと思う。永積洋子氏の近著『朱印船』は三四年の『ゼーランディア城日誌』にコーチシナに「朱印状を得ている船」が二艘いる、とあるのを引用する<sup>(70)</sup>。この二艘は右の三四年二月の奉書で出帆を許可された茶屋と末次の船であるが、これも、皇帝の許可を

得た船、の意である。この年に奉書がオランダ人の言う通り海上に出なかつたとすれば、二艘が持っていたのはオランダ商館長の通航証と、恐らくは長崎奉行から再伝達された奉書の内容（渡航者心得）と出港許可書である。舵手たちの一人アレックスは江戸から帰還命令が出ないとバタヴィアへ帰れなかつた<sup>(71)</sup>。彼らの七家船乗組みが江戸の命令であることを意味する。自営の舵手を、商館を通すことで幕府が管理し、異心を制したのである。

一六三四年度も朱印状発行は認められない。一六三四年一月二四日付のオランダ商館長書簡には、商館は「将軍からの要請」を断れず、出帆用意のできたインドシナ各地行き船五隻にパスを渡した、とある<sup>(72)</sup>。オランダ商館長の通航証発行が当局の要請である証しである。その前月、一〇月一四日の商館決議は、京の商人平野・茶屋らに舵手を貸すのは断り、だめなら一人だけ貸す、とした<sup>(73)</sup>。日本側が舵手をオランダ人と指定するのは国籍も重要だからで、当局も七家もオランダ海上勢力（海賊も働く）のネットワークに依存しているのである。翌三五年三月一二三日の商館長日記には、三三年度の奉書すなわち出帆差止め指令が届いて、商人たちは「前年皇帝から朱印状を得ていたにも拘らず」航海を諦めた、と



ある。<sup>(74)</sup> 前年得た朱印状（原文は「パス」単数形<sup>(75)</sup>）というのも、奉書船のみに出帆を許可した三四年の第二次鎖国令を指すだろう。差止め理由はトンキンへの武器密輸とコーチシナ貿易のキリシタン関与への虞であった。しかし埒外のカンボジアについては、商館長日記一六三六年六月二七日条に、貨物不足で満一年同国に滞留した日本船が商品を積んで長崎に戻った、とあり、<sup>(76)</sup> 同船について『バタヴィア城日誌』には、一六三五年長崎出帆、中国人乗組みの船が一年間滞留の後カンボジアから日本に帰った、とある。<sup>(77)</sup> これは恐らく残留日本人の帰国の便であろう。ノイツの釈放はこの三六年である。<sup>(78)</sup>

以上から次の指摘ができよう。一六二七年度の朱印船・高木船への焼討ちが原因で、二八年度の朱印状は使用されずに召上げられ、その後の発行には確証がない。高木船事件の制裁のポルトガル船抑留も兼ねて、二八年末から長崎奉行の出港管理が始まり、二八〇三〇年度は日本船と日本人の出帆は公式には全面禁止された。このため旧朱印船主は唐船を装うなどして出帆を強行し、海上安全はオランダ人舵手乗組みや商館長の通航証で実現させた。諸船の出港では長崎奉行竹中も貿易家に荷担し、職権濫用があった。この事態の收拾に当局は直接乗出さ

ざるを得ず、出帆全面禁止を緩和して三一年から七家に奉書を出し、その所持者の乗る船のみを暫定的に奉書船として出港を許した。これは現場の趨勢に押された私的貿易の追認だが、新たな取締りでもある。この時、大御所管轄の朱印状を復活させず、渡航事務を將軍―老中に移管し、奉書を媒体としたことは、大御所扱いの対外関係の將軍の内政への吸収を意味する。朱印状は本来内政とは一線を画し、それ自体が国の外で働いて海上安全を果したが、現物のため冒涇の懸念があった。一方、奉書の権威は国内に限られ、海上安全には役立たない。家光政権は朱印状が果した海上安全をオランダ人に委ね、朱印状では果せなかった渡航者取締りを奉書で行なったのである。

奉書は『寛明日記』に見えるように貿易家一人ずつに与えられ、一つ書でまずどこそこへの当年度の出帆を許可する、とし、次いで渡航者心得を並べたものだったろう。心得はカロンの記す「渡航者は行先地の法に従うべし」が主眼で、他はキリシタン関与と武器密輸の禁止、帰国までの期限の設定、指定の行先以外への渡航厳禁などであったと思われる。商人が奉書持参で長崎奉行所に

出頭して始めて、奉行は従前の商人であること、その年

の幕府の渡航許可、渡航者心得の確認ができ、奉書船制度、第一次鎖国令第一条「異国江奉書船之外、舟遣候儀、堅停止之事」の実施が可能になるのである。七家のうち五家は京坂の加工地の大商人、他は幕府の傀儡の末次と要路のダミーらしい按針である。旧朱印状が現物であったための売買・貸借等の弊害は発行数限定で克服されたが、海外での冒流懸念はなくなる。それを改めた奉書への切換えは、モノから指令、有形から無形への転換である。奉書は無形の指令に形を与えにすぎないが、將軍の媒体という性格からやはり冒流を嫌い、朱印状同然にモノと認識され、第一次鎖国令を機に海外へ出なくなった。奉書発行で朱印状の匿名性は失せ、旧来の聖域部分も失われ、商人の国外行動も捕捉しやすくなった。幕府の意向に添っていれば出帆は許可、逆らえば不許可である。

永積洋子氏は、貿易家が海外での侵犯を避けるため、朱印状または奉書を長崎奉行発行の別の通航証と交換して携行したのが奉書船制度であると主張する。<sup>(79)</sup>これは朱印状の代替制度論だが、仮にこれが実証されても、公的代替品ならば冒流によってやはり幕府の威信は傷つく。また周知されない通航証では海上の危険も、従って冒流

も倍増するだろう。永積氏自身が記す奉行通航証の例は、一六三四年台湾入港の中国船が持っていた、竹中発行の月だけで年号がない古いもので、台湾商館がこの「竹中通航証」所持者の滞留を認めない決議をした事実も氏自身が指摘する。<sup>(80)</sup>この差別され、国外で通用しないものが「竹中通航証」の実体である。これは回収を予定しない一度限り有効の品の、手元に残った使用済み分のように、出港用（これは奉行の任務である）にはなるが、有印・年号記載・行先記載・終了時の返却、という公式免状の条件には欠けている。というよりそれとの混同など有り得ない、内外で確実に区別がつく品である。この時期の七家の貿易は奉書とオランダ人の海上協力で成立していた。右はそれに与かれない零細貿易家が、転用を図って交易に失敗した例である。代替説が前提とするのは民間貿易の育成・奨励・促進だが、この時期はその規制・削減・取締りの最終段階なのである。

奉書は渡航者心得によって出国者の行動を帰国まで取締る性格上、船中で二、三〇〇人の乗員乗客に読み聞かせや掲示、必要時の提示を行なうのは受領者の責任となるから、三、二年には国外に帯出され、帰航後に長崎で奉行竹中に返納したと思われる。しかし奉書携行禁止

の三三年度も奉行所は出港の際複数の書類を出した<sup>(81)</sup>。内訳は不明だが、幕府が徹底させたい渡航者心得は重要な取締り事項を含むので、奉行からの再伝達として出港許可とともに出されただろう。しかし海外の軍事緊張下、民間貿易保護には限度があり、紛争関与の危惧が顕在化したためこれを終了させたのである。

奉書船設定は家光政権が一六三〇年代に奉書を媒体に長崎で民間の対外関係取締りに乗出す第一歩で、江戸の政策の現場での歪みを正しつつ、海外の軍事緊張に対処する措置であった。一六二〇年代以降、オランダはポルトガルとゴア・マカオを巡って攻防を繰返し、マラッカ海峡を一六二九年遮断、モルッカ諸島、バンダ諸島・台湾海峡でも戦闘または火種を抱えた状態で、軍事活動は収まっていない。ルソン、シヤムも不調和で南シナ海が不安定、インドシナ半島も動乱期に入り、ベトナムでは阮・鄭両氏が一六二七年以降交戦状態、シヤムも政情不安で日本町が焼討ちされた。中国沿岸は海賊の巢窟で国情も明清交替で動揺し、朝鮮半島への女真人侵入も現実となった。寛永期はインド洋、マラッカ海峡以東の海域とアジア各地の内陸が、一六三〇、四〇年代をピークに広範に緊張した時期である。長崎奉行が交替した一六二

六年は家光政権の対外政策の滑り出しで、海外情勢の悪化は出入国への更なる規制を促した。海外の動乱への不関与は大御所以来の原則だが、一六二七年以降ベトナムでは隣域同士が敵対し、その両地域へ日本商人が通商して、影響が日本に及ぶ危険が生じていた。問題はこの環境を投資家諸層が逆に商機と捉えたことである。理由は日本から持ち出すもっとも有利な商品が軍需物資の類이었다からではないか。海外渡航全面禁止は、どの商人にもそんな裏面があったからとも想像される。カロンが鎖国の事情を、皇帝(將軍)の名誉は高大で外国人に寸毫も傷つけられることを欲せず、シヤム事件や台湾事件で与えられたような侮辱は忍び難いのと、武器を密輸させないように、キリシタン信仰に染まらないようにとの意図からである、と述べる<sup>(82)</sup>のは正鵠を射ている。

### 結び

大御所家康の外交は、將軍による国交を除いた広汎で一般的な領域に互り、(1) 海外の紛争や、日本をそれに巻込むような事柄には関わらず、(2) 内政には不干渉、(3) 来航者に対応するのみで、幕臣の使節を海外に派遣しない、などの性格があった。その反面、国内で

は来日外国人に対して常に日本の優位が図られるという偏向があった。

秀忠以降の将軍の外交も大御所外交を踏襲したうえ、(1) 朝鮮・琉球以外は国を対象とせず、(2) 相手を商人団体のような抽象的存在に絞るが、(3) 将軍自身は外交の主役の座から次第に姿を消し、幕臣による実務処理が中心となる、というのが特徴だろう。大御所家康時代に正面に見えていた外交の主体は、将軍の代となつて年代を重ねるうちに姿を消す。主体とならないことが紛争回避となつたのである。一六三〇年代の一連の鎖国関連指令では、長崎を場とした幕府の対外政策の一つの区切りとして、民間の出入国管理、禁止・キリシタン禁止・取引の規制、それに来航船の限定が講じられた。この寛永鎖国は唐突な政策転換のように見えるが、実際は大御所以来の対外政策がアジア各地の軍事的緊張やキリシタン問題に感応した結果であり、国際間の紛争回避を旨とする幕府の鎖国的基調に民間を従わせたと見ることができる。その過程で大御所外交は将軍の内政に取込まれていった。鎖国には専守防衛型の独立の保持という面があると思う。

家光期の政策は強力な危機管理が特徴である。しかし

大御所外交の国際問題不関与とその継承

一六四〇年の貿易請願ポルトガル使節の処刑は、相手の陳情を聞かず、幕府の法令・命令の遵守を第一とする点で、グラサ号事件や台湾事件と同じである。これは、渡航者は行先国の法に従えとする家康以来の対外方針と一致である。危機管理の中心、大目付・井上政重は家綱期まで将軍の側近くにあつて、キリシタン禁制や海外情報収集に当つた。宗門改やオランダ風説書の制度としての発足、長崎奉行の権限強化が寛文期まで遅れたのは、井上の晩年までこの特命チームが機能したためと思うが、解明は今後である。

註

- (1) たとえば、慶長十年九月付、安南国大都統瑞国公あて徳川家康復書、『大日本史料』十二―三、五六〇頁。慶長十年九月十九日付、カンボジア国主あて家康復書、『大日本史料』十二―三、四八四頁。一六一〇年四月付、家康あてカンボジア国主書簡、同年七月二十五日付、カンボジア国主あて家康復書、『大日本史料』十二―七、三九九―四〇三頁。慶長十一年八月付、パタニ国王あて家康復書、『大日本史料』十二―四、二九五頁。慶長十三年八月六日付、ルソン太守あて家康書簡、『大日本史料』十二―五、七一六頁。

(2) パタニとの通商途絶とシヤム国王の調停は、慶長十

五年八月二十二日付、パタニ国王あて亀井茲矩書簡、『大日本史料』十二一七、六〇八〜九頁。天(安)南国の一六〇六年の日本商人への暁示は『大日本史料』十二一四、三五七〜八頁。

(3) 一六二七年度の高木作右衛門の朱印船がシヤムでスペイン艦隊の攻撃の巻添えで焼かれ、乗員がマニラに連行された事件。一六二八年九月二七日付、ピーテル・ムイゼルあてC・ファン・ナイエンローデ書簡、永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』(以下、永積訳『蘭館日記』と略す)第一輯、一九六九年、岩波書店、二八六頁。

(4) 一六二〇年の英蘭船団による平山常陳船略奪事件に關し、中村質氏は平戸・松浦家所蔵、一六二一年の奉書に「長崎商人之船おらんだ・いきりす海上にをひてばはんにいたし候に付……」とあるのを紹介する(『近世初期平戸藩の対外関係新出史料』、箭内健次編『国際社会の形成と近世日本』、一九九八年、日本図書センター、二六頁)。「長崎商人之船」とは平山船のことで、長崎の日・西・葡商人団が合同で出資し、恐らく「丸投げ」の形でマニラ在住の平山に貿易を委託したため、幕府がこう認定したのである。一六二二年、老中土井利勝は積荷のどれが日・西・葡の各商人に属するか英蘭人に報告させた(『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編之下、一九八〇年、東京大学史料編纂所、二四八〜九頁)。この事実から、幕府は略奪品を荷札通りに長崎の商人団に返却したと推測される。国外で日本資本が被害に遭っても、加害者が来航しなければ処罰も賠償もない。

平山船の場合、船自体は事実上外国船籍だが、金主は長崎商人、加害者は平戸が本拠のため、日本資本の略奪事件として扱われた。英蘭人は海賊行為によって、それは知らず日本資本を略奪したのだが、平山船の宣教師密航幫助を告発して、本来の処罰を免れたのである。

(5) ノツサ・セニョーラ・ダ・グラサ号事件の概要は『大日本史料』十二一六、七九八〜八二六頁。

(6) 『影印本 異国日記』、一九八九年、東京美術、九頁。

(7) グラサ号の賠償要求は『大日本史料』十二一八、五二五〜五三九頁。

(8) 『大日本史料』十二一十、一二〇〜一二九頁。

(9) 安達裕之『異様の船』、一九九五年、平凡社、一五〜三〇頁。

(10) 西洋さいやうマカオ説は、岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』、一九八五年、吉川弘文館、一六五〜六頁に示されている。西洋は現実の地名ではなく、マカオとその周辺を指す仮称である。西国外様大名のマカオ通商は、一六世紀以来のポルトガル船との生糸取引から糸割符発足で排除されることへの、幕府の当座の補償であらう。

(11) 『大日本史料』十二一七、四二三〜四頁。

(12) 京都史蹟会『林羅山文集』上巻、一九七九年、ペリかん社、一三〇頁。

(13) 注(8)に同じ。

(14) 村上直次郎訳注『増訂異国日記抄』、一九二九年、駿南社、二四〜六頁。

(15) 同右、一八四〜八頁。

- (16) イエズス会への豊臣秀吉の保護については、村井早苗『天皇とキリシタン禁制』、二〇〇〇年、雄山閣出版、四五〜六頁。
- (17) 『大日本史料』十二〜十、一二〇〜一・一二九頁。
- (18) 織田信長・足利義昭のイエズス会保護については、村井早苗『天皇とキリシタン禁制』、前出、二七頁。足利義輝のそれについては、同、一四〜六頁。
- (19) 『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編之中、一九七九年、東京大学史料編纂所、一八六〜七頁。拙稿「徳川秀忠対外政策の平和志向面について」、『史学』六八一〜二。
- (20) 『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編之下、一九八〇年、一五五頁。『大日本史料』十二〜三八、一八三〜五頁。
- (21) 『大日本史料』十二〜三十八、一九二〜三頁。
- (22) レオナルト・カンパス「日本における東印度合衆和蘭会社が支那貿易を獲得した場合に受ける利益・有用及び効果の略説」、フランソア・カロン原著／幸田成友訳著『日本大王国志』所収、一九六七年、平凡社、二四〇頁。
- (23) 台湾事件については、代表的研究である永積洋子『平戸オランダ商館日記』、二〇〇〇年、講談社、三七〜四七、六六〜七二頁に拠る。
- (24) 永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、一三三頁。
- (25) 同右、一一九〜二〇頁。
- (26) 同右、一一六頁。
- (27) 同右、二二六頁。
- (28) 永積洋子『平戸オランダ商館日記』、前出、四四頁。
- (29) 「大猷院殿御実紀」巻十、寛永四年十一月五日条。
- (30) 永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、三六三〜四頁。
- (31) 永積洋子訳「クーンラート・クラームルの京都参府日記」一六二八年一〇月一八日条、『キリシタン研究』第二十五輯、吉川弘文館、二〇三頁。
- (32) 注(28) 参照。
- (33) 末次と松浦の対立については永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、一三三〜三頁。竹中と平野一族との葛藤については「廃絶録」中巻、藤野保校訂『恩栄録・廃絶録』、一九七〇年、近藤出版社、二五三〜四頁。末次と竹中の逸脱については、拙稿「徳川秀忠対外政策の平和志向面について」、前出。
- (34) 永積訳『蘭館日記』第二輯、一九六九年、岩波書店、二七七頁に、閣老は台湾事件関連でオランダ人の言い分を聞こうとせず、オランダ人がどうか勘弁してくださいと言うように仕向けているようだ、との使節ヤンセンの感想がある。一六二三年のオランダ商館長の報告にも「將軍は国の外で起こったことについては、その訴えを受け付けまい」とある(永積洋子『朱印船』、二〇〇一年、吉川弘文館、八一頁)。当局は外国の地での日本人関連の紛争には不関与、渡航者は行先地の法律に従え、の鎖国的姿勢で一貫しているが、航路上の日本船・日本資本の被害はこれとは別の扱いである。
- (35) 永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、一一一〜九頁。

(36) オランダ人の念書については「ヤンセンの日記」、永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、の全体がその経緯に触れるが、同、二七二・二八三頁はオランダ人が海上で日本船を攻撃しないかという閣老の恐れ、同、二八二・三三六頁は念書提出について言及する。日本側の目的は、同、四六四・四七四頁に見えるように、オランダ人の「家臣としての誠意」、日本国への奉仕であろう。

(37) 一六三二年のノイツ来航は唐突な感じを与えるが、実は三一年段階で閣僚側がオランダ使節に、ノイツを日本で一生を終わらせるべく引渡すつもりはないかと打診していたことが、永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、二八・六六頁に見える。これが実現してノイツが従来の人質と交代した。一六三二年一〇月一三日付、ナイエンローデあてヤンセン書簡、同、四四七頁に、閣僚は以前の人質の出発とノイツの抑留を決めた、とあるのが人質交代の手掛かりで、同月二七日付書簡、同、四五二頁で、これはノイツがオランダ人への責任も取った形であることが判る。同、四六四頁には、將軍家光がそれまでの人質を「無実のオランダ人」と表現した、と老中土井利勝が平戸藩主に語った、とある。彼らの無実を日本側は承知していたとも受け取れる。ノイツの経費はオランダ商館負担となった。オランダ人舵手と通航証の提供、在日オランダ商館員とノイツの身柄が日本船帰航までの担保となること、これらが奉書船発足に伴う商館の義務となつたのである。

(38) ノイツの解放は、永積訳『蘭館日記』第三輯、一九

六九年、岩波書店、三六一頁に見えるように、日本人の貿易が実際に終了した一六三六年である。

(39) 永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、一五四～五頁。

(40) 永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、三九二頁。

(41) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、一〇三頁。

(42) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 元寛日記 寛明日記(一)』、一九八六年、汲古書院、三二八頁。

(43) 『長崎拾芥 華蛮要言』、一九八七年、純心女子短期大学、五七頁。

(44) フランソア・カロン原著／幸田成友訳著『日本大王 国志』、前出、一七四頁。

(45) 『譜牒餘録』下、内閣文庫影印叢刊、一九七五年、国立公文書館、九二二頁。

(46) 『細川家史料』九、大日本近世史料、一九八四年、東京大学史料編纂所、一九八頁。

(47) 永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、三二七頁。

(48) 一六三〇年一月二九日付、ムイゼルあてナイエンローデ書簡、同右、四〇五～六頁。

(49) 永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、三一六・三二九頁。

(50) 永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、三九二頁。

(51) 一六三〇年一〇月末日付、総督あてナイエンローデ書簡、永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、五〇五頁。

(52) 一六三二年三月二二日付、タイオワン長官あてナイエンローデ書簡、永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、五一九～二〇頁。

(53) 永積訳『蘭館日記』第一輯、前出、三七七頁。

(54) 注(37) 参照。

(55) 舵手提供と商館長通航証発行がオランダ商館の業務となったことは、一六三三年一月一七日付、総督あてファン・サンテン書簡、永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、五一七〜八頁に、商館が会議でこれを決め、決議録に載せた、とあることで判断できる。

(56) 永積洋子『朱印船』、前出、八四頁。

(57) 永積訳『蘭館日記』第二輯、前出、八〇頁。前後の記事から竹中と末次はそれまで在江戸で、出立はこの七月一二日と推測される。従来貿易家は、夏期は持ち船の帰航を待ってから、参府して前年度朱印状の返却・更新を行なうのが慣例であった。一六三〇年度は公許貿易船の渡航はなく、先代末次はその年江戸で不審な死に方をしており、渡航証更新の記録はない。二代目末次は奉書の新規発行が決ったと思われる日に江戸を発ったが、朱印状更新の記事はないので、彼が得たのは奉書のみと思われる。

(58) 一六三二年七月二五日付、ヤンセンあてナイエンローデ書簡、同右、三六二〜三頁。

(59) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 元寛日記 寛明日記(一)』、前出、三七七頁。

(60) 一六三三年一月一七日付、総督あてファン・サンテン書簡、永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、五一七頁。

(61) 同右、五一七〜八頁。

(62) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』、前出、三八九

頁。

(63) 注(61) に同じ。

(64) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 元寛日記 寛明日記(一)』、前出、四〇八頁。

(65) ファン・ファイ・レ「世界・地域・ベトナムの歴史的背景と一五〜一七世紀の越日関係」、桜井・菊池編『近世日越交流史』所収、二〇〇二年、柏書房、一三三頁。

(66) (67) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、一〇三頁。

(68) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、二八頁。原文は『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』原文編之一、一九七四年、東京大学史料編纂所、二五頁。

(69) 石井良介校訂『徳川禁令考』前集第六、一九五九年、創文社、三七五頁。

(70) 永積洋子『朱印船』、前出、八九頁。

(71) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、六五頁。

(72) 永積洋子『朱印船』、前出、九五頁。

(73) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、一八三頁。

(74) 同右、二〇二頁。

(75) 『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』原文編之一、前出、二二〇頁。

(76) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、三六一頁。

(77) 村上直次郎訳注／中村孝志校注『バタヴィア城日誌』1、一九七〇年、平凡社、二八一〜二頁。

(78) 永積訳『蘭館日記』第三輯、前出、三六一頁

(79) 永積洋子『近世初期の外交』、一九九〇年、創文社、五六〜七頁。同『平戸オランダ商館日記』、前出、一八



四〇八頁。同『朱印船』、前出、八四〇六頁。永積氏は奉書の内容や機能には触れていない。また右『朱印船』該当頁で、不発行の朱印状に代る奉書も海外携行が許されず、長崎奉行渡航許可書だけが海外に携行されたとする一方で、全編で一六三五年までの朱印状の存在を語るのに、論旨の理解が困難である。永積説の源流は岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』、前出、一二五頁に、竹中が朱印状代用品の渡航免状を（違法に）下付した、とあることだろう。これは単なる奉行独断の代用品発行説だが、永積説はこれとは次元が異なり、長崎奉行通航証を朱印状代替品とするように制度が変更された、という幕府の制度論である。仮にこれが実証されても、海外での冒流による幕府の威信の侵害は、公式代替品ならばやはり避けられないことである。

(80) 永積洋子『近世初期の外交』、前出、一六四〇五頁。

(81) 『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』原文編之一、前出、一〇七〇八頁。

(82) フランソア・カロン原著／幸田成友訳著『日本大王国志』、前出、一七四頁。